

平成24年第3回定例会（9月）一般質問

(1) 「いじめ」問題について

1.発生時の対応

○ 議員 宮下裕美子 通告書に従い質問を行います。はじめに午前中の金子 議員の質問に対する答弁で、私が通告書に記した内容について一部、答弁されました。しかし、せっかくの機会なのでそれを踏まえて質問をより進化させ、「いじめ」問題について議論を尽くしたいと考えますので、宜しくお願いします。今回の質問で私が「いじめ」問題を取り上げたのは「大津市のいじめ自殺事件」があったからです。日本中の多くの人がこの問題に心を痛め、また不安が募りました。全国の地方議会においても9月定例会の一般質問でこの「いじめ」問題が取り上げられていて、市民の関心の高さがうかがえるところです。この「大津いじめ自殺事件」が私たちに見せたのは、1点目として陰惨な「いじめ」の実態です。2点目として「いじめ」を見て見ぬふりをした学校と教育委員会が存在したということ。3点目として事件発覚後も「いじめ」は確認できなかったとした学校と教育委員会の隠ぺい体質でした。これは特殊な案件だったかもしれませんが、ただ私たちの身近な所でも起こりうるのではないかと全国の人々に思わせたことが、この問題の重要な点であったと考えます。月形町での実態と課題、政策を含め、これから質問させていただきます。最初に発生時の対応についてです。月形町で「いじめ」が発生した場合の対応については、午前中の金子議員への答弁で明らかになりました。その点については了解いたします。しかし疑問もありました。以下の点についてお伺いします。「いじめ」への対応は全て「いじめ」があると認識したところから始まっています。先ほどの答弁は「いじめ」があるところからスタートして、その後の対応について報告していますが、何をもって「いじめ」と規定するのかということは語られませんでした。「いじめ」と判断する基準は何か、お伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 宮下議員の質問にお答えいたします。「いじめ」の判断基準ということで、「いじめ」の定義を説明させていただきます。当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものということです。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 今、教育長が言われた「いじめ」の定義は、文科省で提出されている指針のようなものですが、それは具体性に欠けて分かりづらい、人によって判断基準が十分でないのではないかと思います。今回、先ほどの説明でも「いじめ」があった、なかったというところが問題になっていて、「いじめ」があったとなったら対策は練られているし、マニュアルもあるということですが、「いじめ」があると認定できなければそのシステムは活用できません。私が調べた相談機関などが基準に考えている「いじめ」ということで、3点、あります。1点目、自分より弱い者に対して一方的に行うこと。2点目、身体的・心理的な攻撃を継続的に加えるということ。3点目、相手が深刻な苦痛を感じている者ということで、相談機関などではこれらを基準にやっているということが、インターネット情報であります。それに対して現実場面として「いじめ」がある、ない。宮元議員が平成22年第4回定例会の一般質問で「いじめ」を取り上げたとき、教育長は「いじめ」の発生ではなく態様によって「いじめ」の存在を既定すると説明していましたが、その点も踏まえてもう一度、皆さん、どれを「いじめ」とするのかというのは、どのように認識されていて、ある程度、共通、かなりボーダーなところはあると思いますが、それはどのようにきちんと精査されているのでしょうか、お伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 「いじめ」の対応について発言させていただきます。平成18年度以前ということの定義が一つあって、18年度以降「いじめ」について見直されたということです。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 対応については、すでに宮元議員の質問に対しての答弁で説明されているので、それを踏まえて現場の皆さんはどのように「いじめ」のあるか、ないかを判断されているのか、お伺いします。その中で対応を説明されるのならいいのですが、対応だけを説明されると以前にもそのような答弁がありましたから。

「いじめ」の対応は言語的な攻撃といって言葉で「臭い」「汚い」「ぐず」と言う、身体をぶつけることも含め、それから仲間はずれにするなどすでに説明されていたので、それを現場の皆さんがどういうかたちで認識されるのか。そういうもの全てが「いじめ」の認識なのか、お伺いします。一般論としての対応はこれだということではなく、現場がどういう認識で「いじめ」と判断しているのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 教育長が学校にいるのではないから、そこはやはり学校の先生方との連携であると思います。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 具体的には、冷やかしゃからかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団による無視など宮下議員は調べていて詳しいと思いますが、現場の教員も一致しております。私ども以上に先生方も研修を積んでこれらの把握はしていると思います。宮下議員が聞きたいのは、捉え方としてここまでがいじめでここまではいじめではないということを知りたいと思っています。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 今、教育長が言われたことは十分に分かっていますが、先ほどの金子議員の答弁で月形町では「いじめ」もあったが、今は解決しているということですが、例えば冷やかしゃ悪口を言うところから「いじめ」と捉えるなら、18年から何年間でいくつあったというレベルではなく、もっと頻繁に「いじめ」として捉えられる件数が増えてくると考えたので、その認識でいうと先ほどの「いじめ」の色々な対応について書いてあることが些細なことからある程度「いじめ」の分類で認識されて、だけど些細なことだから子ども達と教師の会話で十分、解決できることとして解決したのなら理解できるのですが、先ほどの答弁では過去にいくつもあったと表現されたので、そうすると今、言われた細かい対応についてが基準ではなく、先ほど教育長が言われた基準はもっと複数の人が絡んでいる、暴力的行為があったなどもう少し重大な事件だけが「いじめ」と認識されているのかと疑問に思いましたので、細かな対応と件数、一般的な感覚で言うとだいぶかけ離れていたと思うので、そこをお伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 具体的な例でお話した方がよろしいかと思いますが、「いじめ」の認知ということで、冷やかしゃからかい、悪口や嫌なことを言われるということは、いじめられた子どもの立場に立って考えるようにしているということですが、小学校から中学校にかけて自我・個性を発揮する時期があり、子どもたちは集団の中で個性の発揮によるぶつかり合いがあると思います。また些細なトラブルやケンカ、言い合いが子どもの成長には欠かせない場合があるのは、皆さんご承知のとおりであると思います。これらは挫折や失敗経験と同じようなことで、社会に出るために必要な発達課題であると思っています。何でも干渉して過保護に育てることにはならないと思っています。これらの発達課題と意図的に行われる「いじめ」と明確に区別しなければならないと考えます。例えば線引きは大変、難しいですが、ケンカを例にとりますと、一般的に対等の関係であって感情の高まりがある場合はケンカと判断する。「いじめ」は対等の関係ではない。感情の高まりというより苦痛を与えることを目的としていると思います。更にからかう例がありますが、からかう人とからかわれる人が簡単に役割を交換することができる、相手を傷つける意図

がない場合は一過性のいじめで、場面が変われば反対側の子どもがちょっかいを出す一過性の「いじめ」であると思っています。ですから一つの行為がいじめかどうかの判断は、多くの先生方の目で人間関係の変化や仲間意識、お互いに子どもの様子、言動を見極めた上で判断することが、極めて大切であると思っています。本来、いじめか、いじめでないかというのは、人によって感じ方、捉え方が違うということは、宮下議員も言われていたので、そのとおりであると思います。判断の難しいものもありますので、大事なことは「いじめ」につながる可能性のあるものに対して、適切に対応することであると思っています。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 今、細かく説明していただき、人によって感じ方が違うということは、今回の重要なポイントで、子ども達がどのように傷ついているのかあるいはそれが「いじめ」かどうかということに対しても、相当、注意深く取り扱わなければならないと感じます。往々にして子どもは親や先生に対してプライドが実際のことを言えないことが、次の「いじめ」につながり深刻化することもあるので、それは十分に務めなければならないと教育長の答弁を聞いて分かりました。今の「いじめ」の認識で、もう少し別の観点から質問させていただきたいのですが、「いじめ」があると感じたときに受け止める手段として先ほどの答弁でアンケートや教育相談など様々な手法が取られ、受付窓口としてたくさん先生方、スクールカウンセラーが対応しているということでしたが、それら全て学校内の教職員が対応しているということであると思いますが、学校側が個人あるいは組織としてこれは「いじめ」ではないと規定すれば「いじめ」の存在は表に出てこない。これは大津事件でも問題になった事実で、明らかに普通だったら「いじめ」ではないかと報道内容からは思うことも、現実的には学校は「いじめ」はなかったと最終的に自殺した以降も言っていました。そこから可能性としてなきにしもあらずで、その問題を教育委員会ではどのように対処するのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 学校や教育委員会で把握できないようなものということであると思いますが、保護者や周りの友達に言っていただきたいと思います。一般的なことで申し上げますと、関係機関から子ども達に配付しているいじめ相談窓口ということで、テレフォン相談や受付時間記載のカードも配っています。法務省では人権の立場からそのようなものも発行しています。それは社会各界、各層でそれぞれ補い合っていくものであると思っています。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 分かりました。そのようなシステムになっているということで、理解します。